

命を守るヘルメット

～守りましょう。自転車の交通ルール～

子どもから高齢者まで幅広い世代で利用される便利な自転車。誰もが手軽に利用できる一方で、交通ルールやマナーを守らない運転による事故が多く発生しています。

県では皆さんが自転車を安全に利用していただくために「群馬県交通安全条例」を4月1日に改正しました。自転車は車と同じ「車両の仲間」です。交通ルールを再確認して安全に利用しましょう。



群馬県は自転車事故が多い!

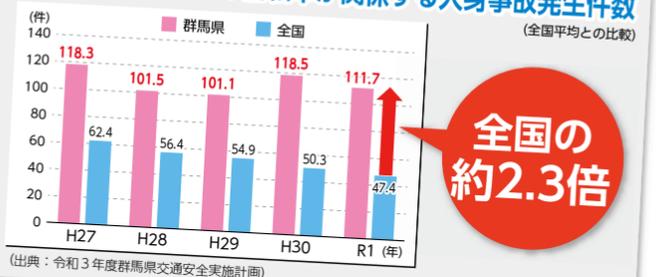
群馬県は1人当たりの自家用車保有台数が全国1位です。また100km未満の距離でも自家用車を使うなど自動車利用が盛んな土地柄であり、自転車事故が発生しやすい環境にあります。中高生の自転車事故件数は全国ワーストであるとともに、人口10万人当たりの自転車の交通事故件数は全国平均を大きく上回り、全国2位の状況です。

県では自転車事故減少に向けて、自転車や歩行者の安全確保をするための自転車道の整備を推進する他、交通安全教育や指導、講習会などさまざまな取り組みを実施しています。その一環として群馬県交通安全条例を改正し、さらに交通安全確保対策を強化していきます。

通学時1万人当たりの自転車事故

高校生 6年連続 = 全国ワースト1位
中学生 6年のうち5年間 = 全国ワースト1位
(平成26年から令和元年までの状況)

人口10万人当たりの自転車関係する人身事故発生件数



「交通安全条例」改正のポイント



◀条例の詳細は県ホームページをご覧ください

義務 自転車保険の加入

自転車を利用するときは、自転車保険に加入しなければなりません。未成年者が利用する場合は、保護者が加入します。

? なぜ加入

自転車事故による高額賠償事例が増えています。事故はちょっとした不注意で起こる可能性があります。万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。

自転車事故の高額賠償事例 9,521万円
自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突して歩行者が意識不明の重体となった事故 (平成25年7月4日 神戸地方裁判所)

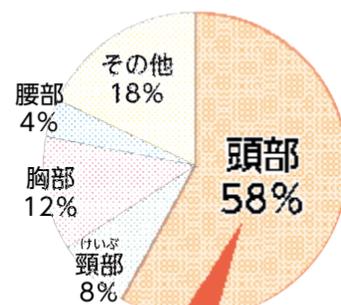
努力義務 ヘルメットの着用

自転車に乗るときは、大人も子どももヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

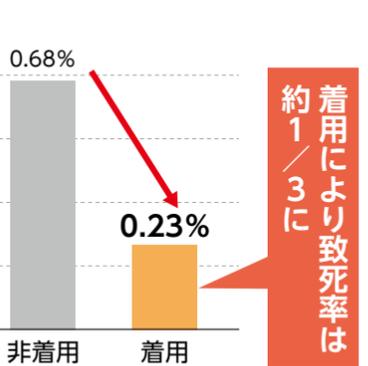
? なぜ着用

自転車での死亡事故のうち約6割が頭部のけがによるものです。ヘルメット着用は死亡や重傷事故を防ぐために非常に有効です。大切な命を守るために「ヘルメット」を着用しましょう。

自転車乗車中の死者の致命傷部位



ヘルメット着用状況別致死率



CHECK 1 まずは自身の加入状況をチェック!

TSマーク (注1) も自転車の保険です

自転車向けの賠償責任保険に入っていますか?

はい → 次の保険に入っていますか?
自動車保険 ■ 火災保険 ■ 傷害保険 ■ 全労済・市民共済 ■ 学校のPTA保険など

わからない → 既に加入している保険、共済などで自転車による賠償事故を補償する特約を付けられる場合があります(注2)。特約を付けましたか?
はい → 自転車保険に加入しています。
いいえ → 自転車保険に加入していません。自転車保険の加入や他の保険で特約を付けてください。

いいえ → 保険証券をご用意の上、ご加入の保険会社にご確認ください。特約を付けていましたか?
はい → 自転車保険に加入しています。
いいえ → 自転車保険に加入していません。自転車保険の加入や他の保険で特約を付けてください。

注1: 自転車安全整備士が点検確認した自転車に貼付されるもので、有効期間は1年間です。
注2: 特約の名称は保険会社によって異なります。

頭のサイズに合った、ヘルメットを選びましょう!



自転車用のヘルメットは、メーカーにより種類・色・型などさまざまです。自分に合ったお気に入りを選んでみてはいかがでしょうか。



Q どの保険に加入したらよいか迷っています。情報をいただけますか。

A 県では「自転車保険認定制度」として対人賠償額が1億円以上であり、示談交渉が付いている保険を認定しています。認定した保険の一覧を県のホームページで紹介しています。

Q 保険は「自転車保険」という名称でなくても、他の保険の「特約」や「個人賠償責任保険」でもよいですか。

A 大丈夫です。自転車で事故を起こした際に、相手に賠償することができる保険であれば種別は問いません(火災保険や生命保険の特約など)。

Q 保険に加入していない場合、罰則はありますか。

A 罰則はありませんが、条例改正により義務となりましたので、自転車に乗る場合は必ず加入してください。